**○東北地方整備局告示第百三十二号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 大崎市三本木音無字上城野一一三番一から同市三本木坂本字山中二六番三まで | 前 | 一三・一五～三九・二二メートル | 一・九六〇キロメートル |
| | 後 | 二五・一〇～九六・〇三メートル | 一・九六〇キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第二百四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 小浜市多田一一号居折七番一から同市木崎一三号小橋ノ本一〇番一まで | 前 | 一〇・六〇～三二・五〇メートル | 〇・四九九キロメートル |
| | 後 | 一四・四〇～二三・〇〇メートル | 〇・四九九キロメートル |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

**○近畿地方整備局告示第二百五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十七号 | 小浜市多田一一号居折七番一から同市木崎一三号小橋ノ本一〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所 |

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月十六日

**○中国地方整備局告示第百二十九号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日　中国地方整備局長　福田　功

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 九号 | 山口市小郡下郷字尾崎三七一番一から同市小郡下郷字尾崎三七七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） | 中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年七月十五日

**○四国地方整備局告示第六十四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十五号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 阿南市福井町日の地三八〇番五から徳島県海部郡美波町北河内字本村九三番二まで | 前 | A　八・〇〇～五三・八〇メートル | 一一・六五〇キロメートル | 上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B・C・D・E　八・〇〇～一一・二〇メートル | 一四五・三〇キロメートル | |
| | 後 | A　一一・二〇～五三・八〇メートル | 九・三六二キロメートル | |
| | | B・C・D・E　一一・二〇～一四五・三〇メートル | 九・三六二キロメートル | |
| 阿南市福井町日の地三八一番二から同市福井町日の地三八〇番五まで | 前 | 二五・九〇～五一・九〇メートル | 〇・〇九〇キロメートル | |
| | 後 | 二五・九〇～四三・〇〇メートル | 〇・〇九〇キロメートル | |

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

**○四国地方整備局告示第六十五号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 五十五号 | 阿南市福井町日の地三八〇番五から徳島県海部郡美波町田井字川尻一〇五番二まで | 四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所 |
| 〃 | 阿南市福井町日の地三八一番二から同市福井町日の地三八〇番五まで | 〃 |

供用開始の期日　平成二十三年七月十六日十五時

**○四国地方整備局告示第六十六号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月十五日から二週間四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十五号

三　指定する道路の部分

| 区間 | 幅員 | 延長 |
|---|---|---|
| 阿南市福井町日の地三八〇番八から徳島県海部郡美波町田井字川尻一〇三番二まで | 九・二〇～一二〇・〇七メートル | 三・〇九四キロメートル |

四　指定する期日　平成二十三年七月十六日